

▼ ご利用できる中小企業とは

原則として、次の要件を全て満たしている方がご利用いただけます。
なお、各融資それぞれの対象要件を満たしていることも必要です。

▼ 住所要件

区内に住所と主たる事業所(※1)があり、同一場所で同一事業1年以上継続して営んでいる方(事業継承している場合及び区内移転の場合は可)

※1 一般融資を住所のみ区内の要件で申し込む場合、主たる事業所は都内であれば良い。

	住所(本店登記)	主たる事業所
一般融資	区内	都内
	区内でなくても可	区内
特別融資	区内	区内(※2)

※2 起業家支援融資または創業支援融資の場合、起業場所が区内であれば良い。
事業承継支援融資は、区内の事業所を承継すれば承継先の住所は問わない。

主たる事業所とは

営業活動の本拠地として、本店機能を持った店舗・事務所・事業所で、1年以上その場所で販売・受発注・経理事務を常時行っていること。

▼ 業種

信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方

ご利用になれない業種

農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人等

詳細は、東京信用保証協会ホームページ「信用保証対象外業務一覧」でご確認ください。

<http://www.cgc-tokyo.or.jp/business/able.html>

▼ 納税

申込み時点で納期の到来している住民税（法人は法人住民税）を完納している方（非課税含む）
 ※その他の税金（事業税・法人税等）等が未納の場合、融資が実行されない場合があります。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税証明書の年度	前年度			現年度								
普通徴収納期限			第1期 6月 末日		第2期 8月 末日		第3期 10月 末日			第4期 1月 末日		

主たる事業所のみで一般融資を申し込む場合の必要書類

	要件	必要書類
個人	葛飾区で事業所課税分の特別区民税・都民税を納税していること（非課税含む）	領収書または納税証明書（非課税証明書）
法人	葛飾区で主たる事業所分の法人住民税を納税していること	領収書または納税証明書 （年税額は均等割7万円以上であること）

▼ 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金（未払分）である方

資金種別	認められる使途
運転資金	原材料・商品の仕入、外注費、人件費などの短期的・流動的な資金
設備資金	建物修繕・機械設備導入などの長期的・固定的な資金（設置場所は区内のみ）

ご利用になれない使途

生活資金、住宅資金、投機資金、納税用資金、資本金、転売目的の土地購入資金、既存の借入金返済資金（旧債償還資金） ※事業承継支援融資のみ一部例外あり

要注意！



- ・支払済の事業資金はご利用いただけません。
- ・一般融資であっても、設置場所が区内でなければ設備資金をお申込みできませんのでご注意ください！
- ・生活資金の融資に関しては、「生活資金融資あっせん制度」でご利用できる場合があります。

▼ その他

区の制度融資を繰上完済した方で、返戻信用保証料を区へ完納している方

保証人は法人含め原則不要ですが、保証協会等から必要に応じて求められる場合があります。

